年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係 2件

新潟厚生年金 事案 1692 (事案 1582 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から34年1月1日まで

年金記録確認第三者委員会に対して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨の申立てを行ったが、記録の訂正は認められないとの回答を受け取った。

申立期間当時、A事業所の正規職員としてB事業に従事した。

B事業の内容等を記載した文書及びC共済組合の組合員手帳を提出するので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A事業所の業務承継団体であるD事業所が保管するA事業所が昭和27年*月*日に起工したE事業に係る「昭和三十一年*月*日完工式挙行に関する書類」及び「来賓名簿」において、申立人の氏名のほか、申立人が当時の同僚であるとする3人の氏名が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、D事業所は、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明であると回答している上、上記元同僚3人に照会することができないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できないこと、A事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことなどにより、既に当委員会の決定に基づき平成23年11月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、自身が従事したB事業の内容等を記載した文書及び C共済組合の組合員手帳を提出しているところ、当該組合員手帳には、A事 業所の就職年月日が昭和28年4月10日と記載されていることから、申立人は、申立期間において同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記B事業の内容等を記載した文書には、昭和25年4月から27年度までについては記載されているものの、申立期間については記載されていない上、当該文書及び上記組合員手帳においても、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から29年4月1日まで

A村役場(昭和29年11月1日、B市と合併)に勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

当時、A村役場の正規職員として同村のC事業に従事した。

C事業の内容等を記載した文書を提出するので、申立期間を厚生年金保険 被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA村役場D係に正規職員として勤務し、C事業に従事したと申し立てており、申立人が提出した当該C事業の内容等を記載した文書から、申立人が当該C事業に携わっていたとも考えられる。

しかしながら、B市役所E課は、「A村は、昭和29年11月1日にB市と合併しており、その際に引き継いだ昭和9年以降の職員名簿に申立人の氏名が記載されておらず、当該名簿以外に同村役場に勤務していた職員を確認できる資料は無い。」と回答している。

また、B市役所E課は、申立人が元同僚として氏名を記憶している3人についても、「A村役場の職員名簿に氏名は記載されていない。」と回答している上、当該3人について所在が不明のため、照会することができない。

さらに、B市役所は、「資料が無いため、申立期間当時の保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間当時における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

加えて、オンライン記録において、A村役場は厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない上、上記元同僚3人についても、申立期間における

厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

また、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を 控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除 されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。